

監査公表第 583 号

平成 19 年 12 月 14 日付け京都市職員措置請求に係る同 20 年 2 月 12 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 4 月 11 日

京都市監査委員	棕	田	知	雄
同	柴	田	章	喜
同	江	草	哲	史
同	出	口	康	雄

1 勧告の内容

平成 19 年度予算に係る自立促進援助金のうち、平成 14 年度及び同 15 年度に貸与した奨学金等（自立促進援助金支給要綱第 2 条第 1 項に規定する奨学金等をいう。）の返還に係る自立促進援助金について、平成 20 年 3 月 31 日までの間、同要綱第 2 条第 1 項の規定によらずに申請者全員に支給するための支出負担行為を行わないこととすること。

2 京都市長からの通知に係る事項

平成 19 年度予算に係る自立促進援助金については、平成 14 年度及び同 15 年度に貸与した奨学金等（自立促進援助金支給要綱第 2 条第 1 項に規定する奨学金等をいう。）の返還に係るものを含む予算の全額について、支出負担行為を行わなかった。

(監査事務局第一課)